

近代日本における身体の「政治学」⁽¹⁾のために

—明治・大正期の女子中等学校の服装を手がかりとして—

安東 由則

1. はじめに

ある社会における衣服の基本的な形態が大きく変わるということは、その社会の根本的で重大な変革を意味する。ある民族、ある社会の歴史の中で育み形づくられてきた衣服は、その生活様式に馴染み、人々の精神がそこには編み込まれているものであり、その形態が大きく変化するという事は、当該社会の行動様式や生活様式、価値観までもがそっくり変わってしまうということであるから（家永 1957, 1976, 多木 1988など）。衣服はそれぞれの社会における規範や欲望などを敏感に反映する多層的なテキストである。その衣服を鏡として、衣服が変化していった社会状況を丹念に読み解いていくことで当該社会における権力関係、人間関係のあり方が見えてこよう（村上 1967, 1972a, 1972b, Perrot 訳書 1985）。衣服自体、あるいはその変化に注目することは社会学的、「政治学」的に大いに意味がある（家永 1957, 山岸 1982, 江原 1985, 多木 1988 など）。

日本においては、明治・大正期に服装の大きな変化を経験することになる。これは同時に、価値観の大いなる転換でもあった。日本服から洋服へといち早く変わっていったのは政治家や官僚らであり、軍隊や警察など政府直轄の職業集団を中心とした男性からである。学校においても、明治19（1886）年頃より男子中等学校の生徒に陸軍下士官服を真似た西洋式の制服が取り入れられていった。これに比べて女性の洋装化はたいへん遅れる。皇族などごく一部の特権階層を除いて、女性の洋装化が進むのは大正期に入ってからであり（石川 1968, 中山 1987など）、女子中等学校生徒の服

装にしても、明治期においては袴、着流し、バックスルスタイル、着流しへの逆戻り、そして女袴、その改良服、大正期になって健母服、セーラー服という具合に複雑な変遷をみせる（佐藤 1976, 蓮池 1978-87, 西村・福田 1989など）。明治前期に変化して以後あまり変わることがなかった男子生徒の服装と比べ、女子服装の変遷ぶりは好対象であった⁽²⁾。

本稿では、このように明治・大正期を通して目まぐるしい変化をみせた女子中等学校の服装に注目する。当時、社会一般においては着流し姿がずっと多数を占めていたわけであるが、女子中等学校はエリートであるがゆえに国家の政策（欲望）の直接的な影響を受け、その結果、服装は複雑な変遷を辿っていった。近代という新たなる社会へと変貌する過程で、女性が社会にいかん位置づけられていったのか、そこにはいかなる権力作用がはたらいていたのかを探ることが本稿の課題であり、その大いなる手がかりを与えてくれるのが女子中等学校の服装なのである。

この課題を探っていくとき、本稿では、初めからあるひとつの小さな権力作用にのみ焦点を絞り込み、それを通時的に追いかけるという構成はとらない。なぜなら、ここでは衣服が変化する過程で同時にはたらいっている複数の力を包括的に捉えたいのであり、ひとつに絞ることは複数の力の関係性を無視してしまうことになるからである。そこでまず、明治前期と後期以降に分けて服装変化の全体的な流れを追っていく。もちろん、その変化を促した社会状況や人々の言説にも詳細に眼を配りながら。そうして後、衣服の変化に考察を加え、その流れの中に重なり合っている権力作用を明らかにしたい。

以下、検討していくわけであるが、そのときフーコーの次のような指摘は重要であり、念頭においておく必要がある。「単に他の人々にこちらの欲する事柄をさせるためばかりでなく、こちらの望み通りに、技術にのっとって、しかもこちらが定める速度および効用性にもとづいて他の人々を行動させるためには、いかにしてこちらは彼らの身体を掌握できるか、そうした方法を定義する」《政治解剖学》に基づく規律・訓練が、「《従順な》身体を造り出す」（Foucault 訳書 1977, 143頁）。肉体を拘束することで身体の意識を覚醒させ、その可視性、日常性ゆえに人々の視線を通して望ましいとされる規範を知らず知らずに自然なものとして「私」の身体の中に作り上げていく衣服は、まさにフーコーのいう「従順な身体」を作るための重要な規律・訓練の道具となるのだ（鷲田 1989）。

2. 明治前期における服装の変遷——伝統と近代の間で

(1) 「着流し」から「男袴」へ

明治前期は近代学校が整備されていった時期であるが、中等教育はまだそれほど普及していなかった。特に女子の場合は全国で数えるばかりの学校数しかなく、男子に比べてその普及は非常に遅れていた⁽³⁾。女子生徒の服装はというと、明治30年代になるまで基本的には着流しと呼ばれる日本服であったといっていよう。後述するように、袴姿が現れたり、バースルという洋装を着せられた時期もあったが、それは一時的なものであったり、また特別な学校に限られたもので、それぞれ根付くことはなかったのであるから。着流しとは、衣と裳に分かれず、1枚の布に袖を通して羽織り、前衿にして帯で布が開くのを止めるというスタイルの着物であり、袖には大なり小なりの袂がある。江戸時代の元禄期頃に遊廓から一般に広まったとされる固く、幅の広い女性の帯は、身体活動をひどく制限するものであった。

着物を着るとは、日本髪や下駄、草履などもセットになったものであるから、客観的にみるとかなり動きづらく、苦しい姿勢が強要されることとなる。しかし、家父長制的・儒教的伝統の中で、上のように活動を制限された人形のような姿こそが貞順、静淑、温和の印であり、「女らしい」とされたのである。御雇外国人として来日した医師ベルツは、このような「女らしさ」を次のように揶揄している。「日本の男子は婦人を活動させまいと考へて、拵へた衣服であらうと思はれる節々が沢山見える……衣服の為に歩行も動作も充分ならざる結果として日本では婦人を美とする理想の標準が変化して来ました、即ち婦人の品の宜いと云ふのは、足を大股に歩かないで、千鳥足に運び、頭脳は真ッ直ぐに上げないで、俯向いて居るのを上品な態度とし……青白な痩せた人を美人の體裁として賞する」(Bälz 1902a, 13-14頁)のだと。当然のことながら、こうした格好は、板張りで西洋の机、椅子が取り入れられた学校という西洋型の生活空間においてはおよそ不向きであった。

明治5(1872)年、東京女学校の設立に伴い、着流しでは教場に不都合であるとして文部省が女学校の生徒に羽織、袴を着用させようと太政官正院に伺いを出したところ、袴の着用のみが許可された(佐藤 1976, 7頁)。明治8(1875)年の東京女子師範学校の開校に際して、入学生らは袴を穿いて開校式に臨んでいる。皇后も出席した入学式の様子は、「唐人髷に袖の長いきもので、からだの上半分はやさしい若いお嬢さんたちの、下半分は腰板のついた小倉袴という異様な姿」をみて、これに出席した女官たちは「あやうくふきだすところ」だったが、御所へ帰ってから「笑いの渦に湧き

返った」(山川 1972, 49頁)と伝えられている。当時において、それほど女性の袴姿は珍しく、女性の着物と袴の組み合わせは滑稽にも見えたのである。ともあれ女子生徒たちは「塾を開きしより往々婦女子の袴を着し洋書を懐にし、街上を往来するを見たり」(明治5年『新聞雑誌』。渋沢 1979, 555頁より再引)などというように、明治初頭には、袴を着けてさっそうと街中を闊歩していたようだ。旧来の因習を破り当時のいわゆる書生の格好をし、男性に互して学問を学び、新しい世界に出ていこうという志に満ちた彼女たちの姿がそこにはあった。

しかし、こうした女性の服装変化に対する反発はすぐさま起こった。「甚哉奇異の風体、実に国辱とも云べし」(郵便報知新聞 明治7年1月15日)、「生意気千万! 女生徒が靴袴それで意気揚々生かじりの同権論」(東京日日新聞 明治14年10月3日)など、喧しい非難が新聞に掲載される。そうして明治16(1883)年、自由民権運動への弾圧が強まっていくなかで、かつて女子生徒の服装として袴を当てがった文部省は、今度は逆に「異様ノ装」「奇異浮華」として女性の袴姿を禁じる通達を出したのである⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

(2) バッスルスタイルの採用と廃止

明治16年は、伊藤博文や井上馨ら開明派といわれた政治家、官僚たちが西洋諸国との不平等条約を改正するための交渉窓口としてつくった鹿鳴館が完成した年でもあった。西洋流の社交場であるからには婦人同伴で参加し、踊ったりしなくてはならない。そのためには裾が割れ、動きにくい着物では不便であること、また「日本着物を着ていると西洋人は人形扱いして、対等にはみてくれない」(Bälz 1979a, 355頁)などという政治的理由から、上流の女性には当時欧州で流行っていたバッスルが取り入れられた。コルセットで腹部、腰部をきつく締め上げ、裾を引きずり歩くこの服装を、慣れぬゆえ不格好にしか着こなせない日本人女性は、西洋人の目には「あの不格好な姿、うまく適わない洋装、眼にあまるような色彩」(Chamberlain 訳書 1969, 157頁)などと嘲笑の対象にされながらも、国のためにこれを纏わなければならなかったのである。

この欧化政策のなかで中等学校の服装も大きな変化を遂げる。明治19(1886)年、森有礼文部大臣のもと、いわゆる「諸学校令」が出されて、男子中等学校へ「兵式体操」が導入されたことに伴い、学校における服装は袴姿から陸軍下士官の制服を真似たとされる洋装服に一変した。一方女性とはいうと、官立唯一の東京女子師範学校で明治19年にバッスルスタイルの洋装が制服として採用された(東京女子高等師範 1981, 56頁)のを皮切りに、翌20年には華族女学校でも「体操科教習のため運動に便

近代日本における身体の「政治学」のために

利にして、而も容儀を失はざる洋服」(女子学習院 1935, 223頁)ということを取り入れられ、さらに21年の「尋常師範学校設備準則」により地方の女子師範学校でもバスル姿がみられるようになったのである(中山 1987, 佐藤 1996など)。

女子生徒の服装が洋装へと変化した大きな要因は、欧化政策の一環という政治的意図である。西洋に追いつき、対等と認められるためには、その知識・技術のみならず立居振舞いなどの生活習慣を身につけることが肝要であると考えられた。また、中央の女学校の生徒らには西洋人の接待係として、さらには将来の高級官僚婦人としての大きな期待がその肩に担わされたのであり、実際、東京女子師範学校や華族女学校といった一部の学校の生徒たちは鹿鳴館に連れて行かれ、不平等条約解消のための外交に一役買わねばならなかった(本田 1990, 76頁)。もうひとつ指摘できる変化の要因は、文部省による体操の振興である。「諸学校令」(1886)によって女子中等学校生徒にも必修科目として「普通体操」が課せられ、奨励される。それまでのように体操を名目だけで放っておくことはできず、徐々にではあるが体操が行われるようになっていく。明治20年に華族女学校が洋服の導入を決めたのは、先に示したように普通体操を実施するためでもあった。女子高等師範学校の第1回卒業生であり、その在学中に着物姿から袴に靴履き姿、さらには洋装に束髪といったスタイルを次々と経験した安井てつは、明治18年に「洋装を採用し、生徒は洋服で課業をうけ、又学校でダンスの稽古をし」始め、「ダンスは日常の運動遊戯で、各種のボール、クリケット、野球など最近流行の遊戯等も大抵は行はれて珍しくもありませんでした」(青山 1949, 225頁)と述べている。それくらい洋装化に伴い身体運動が盛んになっていったのである⁽⁶⁾。

しかし、バスルの着用によって着流しの幅広く固い帯は解かれ、裾の割れる心配はなくなり、少しは運動がしやすくなったといっても、コルセットで身体を締めつけ裾を引きずって歩かなければならないこのスタイルもまた決して女性の身体に自由をもたらすものではなかった。

3. 明治後期から大正期における服装の変遷——近代国家の身体へ

(1) 変化への胎動

明治20(1887)年、大きな政治課題であった不平等条約改正交渉の失敗により、それまでの欧化政策への批判が声高に叫ばれだし、開明派が退潮しはじめる。さらに明治22(1889)年に「大日本帝国憲法」、翌23年「教育勅語」が相次いで発布され、国家主義的傾向が強まってくると、女性を旧来の伝統の枠内に押し返そうとする動きが大きくなっていった⁽⁷⁾。そうすると女子中等学校では、明治22年から27年頃までにバス

スルは捨て去られ（佐藤 1976, 14-15頁）、袴どころか着流しに、つまりは元禄時代の姿に逆戻りしてしまう。その一方で、男子生徒の服装に変化はなく洋装制服のままであった。

だが、近代化という流れの中で女性のみを一方的に伝統に押し止めておこうとする力はそう長く続きはしなかった。日清戦争を契機に、日本人の身体への関心は大きく変化し、女性に対する従来の考え方もその服装も変わっていかざるを得なくなる。

日本が近代になって初めて経験した外地での戦争である日清戦争は、為政者たちに多くの反省と教訓をもたらした。死傷者のうち、死者は戦闘による戦死者が 1,417名であるのに対し、病死者は11,894名と断然多い。戦地入院患者をみても戦傷者が患者 1,000名につき129名であったのに対し、戦病者は871名を数えた。外地では衛生状態、栄養状態が思いのほか悪く、十分な予防策をなしえなかったこともあって、多くの兵士が脚気や凍傷、コレラ、マラリヤ、感冒などに罹り、ある者は死に、ある者は戦うことすらできなかったのだ（山田 1995, 234頁）。この経験により、軍隊の戦法や衛生管理もさることながら、国民総ての身体健康管理へと関心が向けられるようになった。

またこの頃、戦争以外の要因によっても身体健康は大きな国家的関心事になっていた。というのは、ようやく発展してきた初期の近代産業における労働条件たるや惨憺たるもので、不衛生で長時間労働、さらに栄養不足、これによって疲弊しきった労働者の身体に病気は容赦なく入り込み、集団生活は伝染病の蔓延に拍車をかけることになったからである。特に結核の蔓延は深刻で、「死にいたる病」として人々を恐怖させた（福田 1994）。戦争に赴く以前に男性たちが、あるいは内地にいて支えるべき女性たちが次々に倒れて、病気が国民の身体という国家の屋台骨を蝕み始めたのである。

こうした危機的状況に対処するために、国家は国民身体健康管理に積極的に取り組むようになり、身体管理はもはや個々人の問題ではなく国家の取り組むべき課題となっていく。特にこれからの日本を支える望ましい国民をつくってゆくべき学校への期待は大きく、体操やスポーツが奨励され、衛生管理についても配慮がなされるようになった。そのとき、衣服にも当然大きな関心が払われるようになる。

(2) 女袴の誕生

国民身体健康づくりが叫ばれるようになると、学校においてはすぐさま体操の充実や衛生改善など積極的な施策がなされていった。例えば衛生面では、明治30（1897）

近代日本における身体の「政治学」のために

年に「学校清潔方法」,「学生生徒身体検査規定」が,翌31年には「学校医に関する規定」が次々に出されていく。「学校清潔方法」⁽⁸⁾を例にとると,教室や寄宿舎等における掃除や換気,日光照射などの衛生管理について細かな指示がなされ,結核の予防のために唾壺を設けるよう定めている。また体操にも力が入れられていった⁽⁹⁾。日清戦争での勝利をきっかけに軍国主義的な雰囲気が高まると,軍隊と一緒に行軍したりする学校も現れるなど,身体訓練はさらに徹底されていく(兵庫県立姫路西高等学校 1978, 86頁)。一方,女子の場合は,批判もまだ大きかったが,漸く本格的に体操に力が入れるようになった。当時華族女学校校長であった細川潤次郎は,「女子体操にありては,頗る,異議あることを聞けり。……女子の性質に適せず。……女子天然の美観を損せんことを恐る……。これ,恐らくは,皮相の見にして,真正に,美容体操の趣味を解せざるものならん」として女子体操への批判を退ける。そして「日清の事おこり,陸海の軍人は,粉骨碎身して,以て,国威を,海外に耀かせり。……この強敵に対する資本は,我々の身體なり。體育は,つねに,必要なるも,今日以後は,閉鎖したる時代より,更に,必要なりとす。……何となれば,女子は,人類の母なればなり。母たるもの,強健ならずば,おほく,強健の子を得ること能はざるべければなり」と述べ,女子の体操を積極的に奨励した(細川 1895a, 9-10頁)。女子体操が奨励され,健康な身体づくりが目指されるようになると着流しのままでは運動が十分にできないとして,服装の改良についての論議が高まっていったのである。

このような,いわば学校の外側からの服装変化を促す動きに加え,女学校自体もこれを促すようになっていく。女子中等教育の拡大である。男子の場合,明治19(1886)年に「中学校令」が出されて以来急ピッチで整備がなされ,明治29(1896)年には121校を数えたのに対し,女子中等学校は非常に低調であり,公立の高等女学校数は明治19年にわずか7校,その後増減があったものの明治29年に至っても19校にすぎなかった(学校数は『文部省年報』各年による)。ところが,日清戦争を契機として大きな変化が生じた。前出の細川の言を借りれば,「今度の事件(=日清戦争—筆者注)に付き,稍,感ずる所ありて,始めて,廣く,海外諸國を通覧するに,其の國の富強,十分ならず,若くは,貧弱なる國々は,必,女子教育の振はざる國々」(細川 1895b, 7頁)であり,「女子は,國人の,大概,半数を占むるものなれば,女子教育の盛なる國に在りては,半数の人員,農業,又,商業に関する知識を有するを以て,男子の,農工商の業を助くる」(13頁)のであるから「女子教育の已に盛なるを,更に,盛ならしめ,以て,我が日本帝國を,殷富強大ならしめんこと,切望に堪へざるなり」(14頁)というように,国家の富強には女子教育が不可欠だと考えられるようになったのである。

新潟県においても同様の理由で高等女学校設立の建議がなされた（国立教育研究所 1974, 1096頁）。また、埼玉県では「県下に適当な女学校がなく、東京に遊学せざるをえない状況」（同上 1094頁）であるから女学校を開校したとあるように、女子の中にさらなる教育への熱望が徐々にではあるが高まっていたのである。

こうした状況のなか、明治32年には「中学校令」から独立して「高等女学校令」が制定されるに至る。これを受けて同年5月に開かれた全国高等女学校長会議では、今後の学校のあり方についての話し合いがなされ、服装は大きな議題のひとつであった。健康なる身体づくりの推進が国家的な緊急課題であり、ベルツらも指摘するように従来の着物ではそれが十分になしえないこと（Bälz 1899a）、華族学校ですでに袴が採用されていたこと、また新たな女子学校の^{しるし}徴づけということもあり、袴の着用はすんなりと受け入れられた（西村 1988）。しかし、それは明治の初めに女性が穿いた股の割れた袴ではなく、股割れのない袴が「女袴」として定められたのであり、男性の袴との差異が強調されたのである。ともあれ「高等女学校令」が定める1県1校以上の設置期限であった明治36（1903）年には91校を数えるまでになり、「高等」と名がつくがその実「中等」の女子教育の場は女袴姿と共に全国に広まっていくことになった。

(3) 女袴をめぐる言説

上のようにして女袴姿の女子生徒が誕生したのであるが、女性の服装をめぐる議論は、学校の生徒に限らず国を挙げて広く行われるようになる。これは女子服装にとっての大きな転換期であり、そこでどのような議論がなされたのかを辿ってみよう。

女性の日本着物の欠点については、ベルツが医師の立場から講演や雑誌などで何度となく述べ、服装の改良を進言している。すなわち、女性の着物の帯は幅が広く、固く、胸を圧迫するものであり、西洋のコルセットと同様に「健康」面に悪い影響を与えるものであって、特に成長ざかりの少女たちには害が多いのだと（Bälz 1899a, b など）。

日本の知識人の間でも女性の服装をめぐる、どのような着物が望ましいのかがさまざまに議論された。『女鏡』という保守的な雑誌の論説において、「世界婦人の三大弊害」とされる帯の幅の広い着物から袴に変えることは「我國二百年來の弊風を正し。我風化を進歩せしむるの一端ともなり。大いに國家を利することなれば。力めて断行せざるべからず」と説いている（宮地 1895, 16頁）。警察医長の山根正次は、婦人の天職である子孫の繁栄幸福を図るには「身體の運動を、活潑ならしむる」ことであり、

近代日本における身体の「政治学」のために

「身體の運動を充分ならしめんとするには、身體に着用する所の衣服を、最も輕便にせざるべからず」(山根 1902, 10頁)として衣服の改良を奨励した。また、社会主義者の堺利彦にしても「大振袖は太平時代の御姫様の風俗で、婦人が男の玩弄品として家の内に据ゑられて居た時の事である、競争の烈しい二十世紀の婦人が、男と立並んで働かうと云ふには、どうしても凜々しい筒袖でなければならぬ」(堺 1903, 151-2頁)などとして「袖を切つて、帯を廃して、裾を縮めて袴をはかせ」(154頁)ることを提案し、和服の改良論を支持しているのである。さらには、文部省学校衛生主事として大きな影響力をもった三島通良もまた強く服装の改良を訴えていた。彼は女性が自転車に乗ることは「一の体操のやうなもので矢張り体育の効があ」としてこれを推賞した。そのためには「髪は束髪を堅く結ぶ位が宜しい。袖は長いと危険である。帯は無論従来のは宜しくない。下駄は全く駄目である。そこで先ず普通の服を着ても袴を用ふことになる、靴を穿くことになる、即ち服装が軽く活発になるから、身體の足掻くがよくなる……」と述べ、健康のためには「従来弊風たる華美・不衛生なる服装を改め」(三島 1902, 6頁)ようと説いたのだ。

日清戦争後の時代状況の中で、医学的、経済的あるいは政治的など理由はさまざまであるが、思想の右左を問わず知識人たちの女性の身体、服装に対する考え方はそれまでとは大きく変化した。そうして、帯を廃し袴を女性一般に積極的に取り入れていこうとする動きが生活改善運動などとなり広まっていったのである。しかしながら女性の袴着用に対する抵抗はまだ大きく、女性一般にはなかなか広まらなかった。そうしたなか、女袴は女学校生徒のシンボルとなり、「女子生徒＝袴姿」というイメージが全国的につくりあげられていくことになる⁽¹⁰⁾。

(4) 女袴以降の変化——改良服、健母服、セーラー服

その後、全国各地に次々と高等女学校が設立され、女子生徒の数が大幅に膨れてくると、学校における服装の意味合いも異なっていく。それまでは生徒数も少なく、男子のように近代を担うものとしての期待もかからず、いわゆる特権階層のお嬢様のための学校であったときには、服装の規制もあまり厳しくなかったのであるが、特権階層に限らず多様な階層の者が入学し、国家の期待が女性の肩にもかかってくると、色や模様などが指定され、服装検査なども厳しく頻繁に行われるようになる。服装は「制服」となって統制機能が強まり、管理の手段へと変化していったのである。

明治末頃の防府高等女学校では「頭髪は巻髪、リボンその他の服飾は禁止、履物は往復途中は下駄……。これらの完全実施のために検閲規定を設け、服装は毎日朝会式

の初めに風紀係が検査をすることになっていた。また風紀係は、容儀の整否、携帯品、整頓の状況も検閲して記録し、学級主任および教務主任を経て学校長に提出していた。学校長も随時検閲をするなど学校全体でこれに取り組んだ」（山口県立防府高等学校 1979, 482-4 頁）のである。大正期に学校生活を送った姫路高等女学校の卒業生は、「服装検査、記名検査などがありまして鉛筆も一本一本調べられたし、朝礼の時に爪が伸びていないか、ハンカチを持っているか、垢じみてないかなどといった具合です。着物は木綿のものと決まっていたんですが、銘仙のを着ていて叱られた人もありました」（兵庫県立姫路東高等学校 1969, 99頁）などと当時を振り返っている。

また、日露戦争、第1次世界大戦と戦争が続くなかで、国家主義的傾向は一層強まり、国家の国民身体に対する関心、配慮はますます大きくなって、女性にも体操やスポーツが取り入れられていく。そうして、より動きやすい服装への要望が強まると、袖は筒袖となり、袴の裾を少し割って、膝のところでくる「くくり袴」が考案された。

さらに、大正期に入って庭球などのスポーツがさらに盛んに取り入れられ¹¹⁾、これまでにない激しい運動を行うようになると、日本着物の改良ということだけでは機能面・衛生面などにおいて限界があり、とても対応できなくなる。織りが厚く重い布地は吸水性が悪く、頻繁に洗濯ができないし、なにより運動がしにくい、あるいは前衿で紐で留めるそのスタイルではどうしても身体をきつく縛らなければ解けやすいことなど、日本着物自体のもつ欠点の克服は容易ではなかった。

そのようななか、欧米で服装の新しい潮流として現れて、子ども服として爆発的に流行し、大正期の日本にも取り入れられていたセーラー服に注目が集まっていった。吸水性がよく洗濯しやすい布地、動きやすいスタイルのセーラー服が、「健母服」と呼ばれた西洋スタイルの服装を一時的に経て、大正期終わり頃から徐々に女子学校へも取り入れられるようになる（蓮池 1983, 西村・福田 1989）。男子に遅れること40余年にして、女子にも動きやすい洋装の制服が取り入れられたのである¹²⁾。

4. 女子服装変化の考察

以上の明治・大正期の女子中等学校における服装の変遷の実際を、人々の言説、社会状況をも絡めながら辿ってきたわけである。女子生徒服装のこうした激しい変化は彼女たちが自ら選び取ったものではなく、社会の変化の中で彼女たちに押しつけられたものであった。では、近代化という大きな社会変動の中で生じ、彼女らに押しつけられた服装変化にはどのような力がはたらいたのか、以下において考察していき

近代日本における身体の「政治学」のために

い。

(1) 「個人の身体」から「国家の身体」へ——身体の「政治学」

近代化が進行するなか、男子の場合、服装の大きな変化の契機は明治19年、森有礼によって導入された兵式体操によってもたらされたが、女子の服装の大きな転機は、明治後期の日清戦争であった。では、なぜ大きな転換が生じたのか。それは男女で時期こそ異なるが、身体というものに対する為政者たちの認識が変化していったからである。

明治後期はようやく整った政治的な土台の上に、初の近代戦争に勝利を得て本格的な資本主義化が進み、経済発展がもたらされ、近代的軍備が整備されるなどして近代国家づくりが急速に押し進められていった時期である。そして同時に、日清戦争で多数の病死者を出したこと、国内での結核の広まりなどにより国家の屋台骨である国民身体の健康とその維持のための衛生に関心が向けられ始めた時期でもあった。男子のみならず国民総てに健康な身体が求められ、特に女性には国家の繁栄を支える兵士や労働者を生む母胎として（山根 1902など）、あるいは家族の健康を守る生活改善者として（岸田 1900など）の期待がかけられるようになる。

そうした認識の転換は国家の直接統制下にある学校には明確なかたちで現れた。それが体操の奨励であり、さらには「学校清潔方法」を初めとする衛生、身体に関する諸規則の制定であった。これにより、女性を旧来のように飾りもの、置物として家の中に閉じ込め、消極的・非主体的な存在でよいという儒教的女性観は変化を余儀なくされ、反対に運動を行い、丈夫で健康な女性が望ましいものとされてきたのである。

さらに、日露戦争、第1次世界大戦を経て、欧米列強国の帝国主義が頂点に近づくと、国際戦争や産業の国際競争は近代国家の総力戦であると認識され始め、そのなかで女子の役割の重要性も十分に認識されるようになっていった⁽³⁾。そうするとますます身体への関心は高まり、女子にもスポーツが盛んに取り入れられるようになる。こうした身体に対する認識の変化とともに女子の服装は筒袖、くくり袴、さらにはセーラー服へと変えられていき、人々の身体はかつてのように男性の身体、女性の身体、農民の身体、職人の身体など個々人の身体であるよりも、まず国家に帰属し、国家に貢献すべき「国家の身体」として捉えられ、管理される対象となっていったのである。

(2) 家父長制による規定——性の「政治学」

男女の服装変化は、基本的に近代化の中で「国家の身体」として捉えられ、国家に

自ら貢献する健康で従順な身体づくりが目指されることによって生じたといえるだろう。しかし、男女の性別による大きな差異がそこには存在した。明治の初め、文官服制によりいち早く男性官吏に洋装が導入され、中等学校の男子生徒にも兵式体操の導入をきっかけとして洋装の制服となりこれが定着したのに比べ、女子生徒の服装は明治初めから激しく変化してなかなか定着せず、洋装の制服となるには大正期末まで待たねばならなかったのであるから。

服装がその社会における地位や位置づけを反映するものであることを考えると、女子のこうした服装の不安定さは、明治・大正期という近代化途上の日本社会における女子の位置づけの不安定さを物語るものだといえよう。何が女子生徒の服装をこれほどまでに変化させ、その社会的位置づけを不安定にしたのか。

そこには家父長制が大きく関与している。政治・経済体制は大きく転換しても、男性は外へ出て「公」¹⁰⁰の場で仕事をして「私」の領域である「家」に帰り、女性は「私」の領域である「家」にいて「公」を背負った男性を支える、という家父長制度に支えられた男女の関係のあり方はそう簡単に変わるものではなかった。ただ明治維新において大きく変化したのは、男性の「公」における仕事内容が旧体制の中の仕事から、近代化という新たな仕事内容へ切り換えられた点であり、「私」領域である「家」を守るという旧来からの女性の伝統的役割に変化はなかった。つまり、伝統の中で培われてきた家父長制が「近代」との不可避的な大きなぶつかり合いによって新たな対応を迫られたとき、それは「私」領域における男女の関係性は保ちつつ、男性の「公」の仕事内容だけを変えることで対応したのである。その結果、「公」の場を独占する男たちは、至上命題である近代化・西洋化の象徴としての洋装を独占的に着用し、逆に「私」領域にいて旧来の伝統を守るべきだとされた女性が、男領域に属する袴を穿いたり、近代化・西洋化の象徴である洋服を着ることに対して、男たちは自分の領域を侵害されたような強い違和感、抵抗感をもち、反対することになる。

しかし、日清戦争以降のさらなる近代化の浸透とともに女性を旧来の女性像に押し止めておくことはできなくなり、近代国家の国民としての期待が女性にもかけられるようになっていく。つまり、新たな国民身体づくりを目指す勢力と伝統的な女性身体を重視する勢力との攻めぎ合いの中で新たな服装が模索され始めたのだ。その結果として帯は狭くなり、動きやすい袴の着用となるのだが、それは股の割れた袴ではなく股の割れない「女袴」でなければならず、男女の伝統的な関係性は厳しく保たれたのである。

大正期になってようやく取り入れられたセーラー服という洋服にしても、男女の関

近代日本における身体の「政治学」のために

係性を変えるものではなかった。例えば、それは子ども服の範疇にあったものが女子に取り入れられたのであり、男子生徒にそうしたことが行われるとは考えがたい。また、セーラー服に付随したスカートは女性に特有の衣服となって新たなセクシュアリティをもたらしたのであり、男女の関係性は保たれ、棲み分けは厳然と行われていた。

以上のように、資本主義の発展、教育の広がり、衛生・健康の強調など近代化のさまざまなメルクマールが進行し、諸価値、諸関係が変わっていくなかで、変わらないもの、それが家父長制に基づく男女の関係性であった。女性近代化による諸価値の変化と家父長制の間でその社会的な位置づけが翻弄され続けたのであり、その表れが服装の激しい変遷だったといえよう。上野（1990）が指摘するように、家父長制は洋の東西を問わず、近代化と妥協しつつ生き残ったのである。日本の場合、西洋の思想をもうまく取り込みながら、時代にあうようにその姿を変えていったのであり、そうした結果が「良妻賢母主義」という新しい装いなのであった（深谷 1966, 小山 1991）。

(3) 肉体の拘束から視線による拘束へ——視線の「政治学」

服装自体に注目し、女子服装変遷の流れを追っていくと、ある方向性をもって変化していったことが読みとれる。ひとつは身体への肉体的拘束が緩まっていったことである。明治前期においては、「婦人を活動させまいと考へて、拵へた衣服であらう」（ベルツ 1902a, 13頁）といわれた着流しの幅広い帯にしても、バサルのコルセットにしても、女性の身体を強く拘束することでその動きを制限し、女性におとなしく従順であることを強いていたのだが、明治後期以降においては逆に女袴、その改良服、さらには健母服、セーラー服というように一貫して身体への拘束を解いていく方向にむかった。

もうひとつの方向性は、衣服による肉体への拘束が緩まるのに反比例して、視線による身体の監視、管理が強まっていったことである。明治前期の女子中等教育においては、身体への拘束は強いものの個々の生徒の着こなし、着物の模様、色などについては規制はあっても比較的自由であり、視線による服装の管理はさほど厳しくはなかったのが、明治後期以降においては監視の視線は強くなっていく一方であった。先にみた防府高等女学校のように袴の色、柄、布地などが細かに決められ、学校や寮では風紀委員や教員の監視の視線が衣服の上に注がれる。それだけでなく、日常生活のさまざまな点についても厳しい決まりが定められ、あらゆる場所に監視の視線は張り巡らされていった。さらにセーラー服となって色や型が統一された完全な制服の着用しか

認められなくなると、その視線の拘束はさらに強まっていく。衣服はその日常性故、また他者に晒されるものである故に、絶えず視線がそこには注がれ、監視の対象となるのであり、監視者が望む規範を植えつけようとするとき、衣服は恰好の対象となる。

では、肉体的拘束の緩和と視線による監視の強まりという2つの方向性は一体何を意味するのか。それは単に女子の健康増進が求められるということだけではない。国家の必要とする考え方、その価値観を内面化し、それに自ら従い主体的に行動できる「従順な身体」、つまりは「望ましい近代国家の臣民」を創っていくことを意味するのであり、フーコーも述べているように視線こそが近代の微細なる権力を侵入させる最も有効な手段なのである（Foucault 訳書 1977, 175-181頁）。

実際このことを日本の監視者は十分に認識していたようだ。陸軍は「軍隊教練ニツキ監軍訓令」（明治22年）の中で「服装ハ兵卒ニ軍紀ヲ慣習セシムル方法中ノ最良手段ニシテ、他ニ服装ノ如ク絶ヘズ兵卒ヲ監視スルモノアラザルナシ。……身体上ニ監視ノ絶ヘザル如クナシテ、慣習久シキニ至レバ……第二ノ天性ト為ルニ至ルベシ」（加藤 1989, 270-271頁）と述べ、監視の視線の効用をみごとに見抜いている。女学校においても、「服装の心性に及ぼす影響は今更喋々を要せず」（兵庫県立第一神戸高等女学校 1932, 184頁）などという言説を聞くことができる。

5. おわりに

明治期以降、日本が近代国家へと変貌していくなかで、女性にはどのような変化が生じ、どのような力がはたらいたのかということを、ここでは女子中等学校の服装の変化に着目して検討してきた。その結果、前節で考察したようにそこには複数の力がはたらいており、それらの力はバラバラに存在するのではなく、近代化の過程で複雑に絡まりあいながら、それまでにない新たな身体、つまり「従順な身体」の形成へと導いていったのである。しかし、この「従順な身体」にしても男性とは決して同じものではなく、女性は銃後を支える「二級国民」としての「従順な身体」なのであった。家父長制が男女の身体のあり方を大きく規定したのである。

最後に今後の課題として2点ほど挙げておきたい。ここでは近代化という大きな流れの中でいかなる権力作用がはたらいているか、その概要をつかもうとする意図により明治から大正という比較的長い期間をその対象としてきた。そのため、個々の言説、事例について深く掘り下げ、詳細な検討を行っているとはいえない。そこで次には個々の事例や言説に着目してそれを掘り下げていくことで、ここで指摘した複数の力の複雑な絡まり合い、関係性を明らかにしていけると考える。これを第1の課題とし

近代日本における身体の「政治学」のために
たい。また、身体にはたらく権力作用は決して服装を介してだけではない。体育や衛生管理、学校行事、その他の日常生活などにも及ぶものである⁽¹⁵⁾。今後はさらに範囲を広げて、望ましい身体が形成されていった過程を明らかにすること、これが第2の課題である。

〈注〉

- (1) 本稿で「政治学」というのは、例えば「視線の政治学」(多木 1992),『博覧会の政治学』(吉見 1992)などとして主に社会学の領域で、いわゆるポストモダン的な意味で使用されている「政治学」なのであり、伝統的な政治学を意味するものではない。これまで主に目に見える権力を扱ってきた伝統的政治学が無視していた目に見えない「微細なる権力」を対象として扱うという意味での「政治学」なのである。
- (2) 女子中等学校の服装がいつ、どのように変化していったのかについては優れた先行研究(佐藤 1976, 1996, 蓮池 1978-87, 西村・福田 1989 など)が歴史学においてなされており、歴史的事実についてはかなり解明がなされている。しかしながら、なぜ女子の洋装化が遅れ、目まぐるしい服装の変化がなされたのかという点に関してはまだ十分な社会的考察がなされていない。
- (3) 例えば、明治19年において、公立の尋常中学校(男子)が48校であったのに対し、高等女学校は7校にすぎなかった(『文部省年報』明治19年)。
- (4) 「女生徒習風ニ付通牒」(明治16年, 山口県文書館蔵)の内容は次の通り。
「習風ノ奇異浮華ニ走ルコトヲ戒ムルハ教育上忽ニスヘカラサル儀ニ候處地方ニ依リテハ女教員及女生徒ノ中ニハ袴ヲ着ケ靴ヲ穿チ其他異様ノ装ヲナスモノ往々有之様見受候凡服飾等ハ務メテ習慣ニ従ヒ質素ヲ旨トシ奇異浮華ニ流レサル様御取計相成度……」
- (5) ただし、女子華族学校では皇后の前に出るとき礼を欠くとして、下田歌子の考案により後にいうところの「女袴」がつくられたのである(女子学習院 1935, 222頁)。
- (6) 服装の洋装化、体育の奨励などは文部大臣森有礼の影響が大きい。欧米を怜悯な眼で視察し、近代国家を急いでつくる必要を実感した彼は、女子の教育を重視していたし、身体訓練の重要性、そのための洋装化の必要性も指摘している(大久保 1972)。しかし女子体操の振興を図ろうとしても、欧米にもまだ範となる服装が用意されていなかった。
- (7) 例えば、帝国大学総長の加藤弘之は女子の高等教育無用論を唱え、新聞は高等女

- 学校の醜聞をつくりあげるなどして女子の高等教育を執拗に攻撃した（村上 1970, 193-209頁）。
- (8) 「学校清潔方法」(明治30年, 文部省訓令第一號)の内容は以下のようなものである。
 「一. 教室及寄宿舍ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及階段ヲ潤ホシ掃出シタル後湿布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ……
 二. 教室及寄宿舍ニハ其人員ニ應シ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムヘカラス紙屑籠及唾壺ハ毎日之ヲ掃除スヘシ……」
- (9) 明治31年の帝国議会貴族院において、「國家富強の本源は國民の壮健なるに在り國民をして壮健ならしむるは身體の運動を盛ならしむるより先なるはなし」として「體育奨励の建議」が提出され、可決された（安部磯雄 1933, 331-45頁）。
- (10) 女袴といえども女性の袴姿は諸手を挙げて受け入れられたのではなかった。そのような姿は女性のあるべき規範からの逸脱であり、女性を伝統に押し止めようとする意識が根強くある一方、大きな鬘を解いた軽やかで華やかなその肢体に憧れ、まぶしく思う意識も同時にあった。このような屈折した男性の意識が小説に表れたとき、女子生徒らは「性的奔放」というイメージにはめ込まれて登場したのである（本田 1990）。
- (11) スポーツが盛んになった様子は次のような校友会誌の記述からも見てとれる。「運動盛に行はれ、体育部は其後益々発展いたし候 庭球最も盛に、日毎コートのおき居るひまなくおのが順番を待ちわびてコート外の練習者幾組もいづる次第に候」（山口高等女学校かなめ会 1915, 139頁）。
- (12) それまでに欧米に運動のしやすい服装を求めてもそこに手本となるような服装はまだなかった。欧米の女性がコルセットの締めつけから逃れるのは第1次大戦後であり（Perrot 訳書 1985）、女性解放のシンボルとして現れたブルマーにしてもまだ市民権をもっていない。欧米でも女性身体の伝統からの解放は大きく遅れていたのである。
- (13) 日露戦争中、『防長女子教育』に掲載された「実科女学校設立の要旨」（1905）には「女子をして不生産人たらしむると生産人たらしむるは國家の經濟上損益を生ずること莫大なり」（60頁）との考え方が示され、さらに女子は「一家の為のみならず社会の為國家の為將た世の為」（61頁）ということを自覚して奮起せねばならないと説いている。
- (14) 「家」概念、「公私」概念については伊藤（1982）を参照のこと。

近代日本における身体の「政治学」のために

(15) 例えば吉見(1994)の研究は、これに位置づけることができよう。

〈引用・参考文献〉

- 安部磯雄編 1933,『帝国議會・教育議事総覧 第49議會より54議會まで』厚生閣
 青山なを 1949,『安井てつ伝』岩波書店
 有泉貞夫 1980,『明治政治史の基礎過程』吉川弘文館
 Bälz, E 1899, 三島通良代演「女子の體育」『東京茗溪会雑誌』198, 199号
 Bälz, E 1902a, 「日本婦人服の改良に就て」『をんな』2巻1号, 10-15頁
 Bälz, E 1902b, 「日本に於ける婦人教育」『をんな』2巻3号, 17-23頁
 Bälz, E 著 Bälz, T 編 菅沼竜太郎訳 1979a, b, 『ベルツの日記(上・下)』岩波書店
 Chamberlain, B.H 1969, 高梨健吉訳『日本事物誌 1』平凡社(東洋文庫)
 江原由美子 1985, 「服装の社会学」 江原由美子・山岸健編『現象学的社会学』297-312頁, 三和書房
 Foucault, M 1975, 田村俣訳『監獄の誕生』新潮社 1977
 深谷昌志 1966,『良妻賢母主義の教育』黎明書房
 福田真人 1995,『結核の文化史』名古屋大学出版会
 蓮池義治 1978, 1980, 1983, 1987, 「近代教育史よりみた女学生の服装の変遷(一)~(四)」
 『神戸学院女子短期大学紀要』61-88頁, 33-52頁, 67-89頁, 15-52頁
 兵庫県立第一神戸高等女学校校友会・欽松会 1932,『創立三十周年記念誌』
 兵庫県立姫路西高等学校 1978,『姫中・姫路西高百年史』
 兵庫県立姫路東高等学校 1969,『六十周年記念誌』
 本田和子 1990,『女学生の系譜』青土社
 細川潤次郎 1895a, 「女子の體操に就きて」『女鏡』78号, 5-11頁
 細川潤次郎 1895b, 「國力と女子教育との関係」『女鏡』87号, 7-14頁
 家永三郎 1957,『日本近代思想史研究』東京大学出版会
 家永三郎 1976,『日本人の洋服観の変遷』ドメス出版
 石川綾子 1968,『日本女子洋装の源流と現代への展開』家政教育社
 伊藤幹治 1982,『家族国家観の人類学』ミネルヴァ書房
 「実科女学校設立の要旨」 1905,『防長女子教育』1号, 59-61頁
 女子学習院 1935,『女子学習院五十年史』
 加藤周一他編 1989,『日本近代思想体系 4 軍隊 兵士』岩波書店
 岸田松二郎 1900, 「女子の國家に対する義務(下)」『女鏡』208号, 7-8頁

- 国立教育研究所編 1974,『日本近代教育百年史 第四巻 学校教育 2』
- 小山静子 1991,『良妻賢母という規範』勁草書房
- 三島通良 1902,「をんなと自転車」『をんな』2巻1号, 1-9頁
- 宮地厳夫 1895,「婦人の帯を袴となすべきの説」『女鏡』89号, 7-17頁
- 村上信彦 1967, 1972a, b,『服装の歴史』第1〜3巻 理論社
- 村上信彦 1969, 1970『明治の女性』(上・中巻前) 理論社
- 中山千代 1987,『日本婦人洋装史』吉川弘文館
- 西村絢子 1988,「全国高等女学校校長会議にみられる高等女学校の体育問題」『体育史研究』5号 7-21頁
- 西村絢子・福田須美子 1989,「高等女学校生徒の服装の変遷についての一考察」『日本の教育史学』32集 51-69頁
- 大久保利謙編 1972,『森有礼全集』第1巻 宣文堂書店
- Perrot, P 1981, 大矢タカヤス訳『衣服のアルケオロジー』文化出版局 1985
- 堺利彦 1903,『家庭の新風味(合本)』内外出版協会
- 佐藤秀夫 1976,「学校における制服の成立史」『日本の教育史学』19集 4-24頁
- 佐藤秀夫 1996,『日本の教育課題 2 服装・頭髮と学校』東京法令出版
- 渋川久子 1970,『近代日本女性史① 教育』鹿島研究所出版会
- 渋沢敬三編 1979,『明治文化史 12 生活』原書房
- 多木浩二 1988,『天皇の肖像』岩波書店
- 多木浩二 1992,『眼の隠喩—視線の現象学—』青土社
- 東京女子高等師範学校 1981,『東京女子高等師範学校六十年史(復刻版)』第一書房
- 上野千鶴子 1990,『家父長制と資本制』岩波書店
- 鷲田清一 1989,『モードの迷宮』中央公論社
- 山田一郎 1995,「日清戦争における医療・衛生」奥村房夫監修『近代日本戦争史第一編 日清・日露戦争』東京堂出版 232-250頁
- 山岸健 1982,『社会学の文脈と位相』慶応通信
- 山川菊江 1972,『おんな二代の記』平凡社(東洋文庫)
- 山口県立防府高等学校 1979,『山口県立防府高等学校百年史』
- 山口高等女学校かなめ会 1915,『かなめ会会報』6号
- 山根正次 1902,「衣服改良と婦人の天職」『女鏡』246号, 9-11頁
- 吉見俊哉 1992,『博覧会の政治学』中央公論社
- 吉見俊哉 1994,「運動会の思想」『思想』854号, 132-162頁 岩波書店